

令和6年度補正予算事業 文化芸術振興費補助金
地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等支援事業)
募集案内 (ダイジェスト版)

はじめに

本事業では、「能登半島地震をはじめとする自然災害により被害を受けた地域」に古くから継承されている伝統行事・民俗芸能等のために行う事業が補助対象となりますのでご注意ください。

応募書類の提出期限 令和7年1月31日(金)

※令和6年度内に確実に事業が完了することができる場合のみ応募してください。

※都道府県が文化庁に提出する期限。実行委員会等から地方公共団体への提出期限とは異なります。

令和6年能登半島地震によりキリコ祭りの開催が困難となるなど、各地で相次いで発生する自然災害により伝統行事等の継承が一層困難な状況となっています。

伝統行事や民俗芸能が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難であることから、危機的な状況にある伝統行事等に支援を行い、次代への確実な継承を図ることを目的としています。

より詳細な内容については、文化庁のホームページに掲載されている「令和6年度補正予算事業 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等支援事業)募集案内(詳細版)」をご確認ください。

(右記リンク先、もしくは「令和6年度補正予算 地域文化財総合活用推進事業」で検索いただき、

「4. 募集案内等」をご覧ください。)



https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki.kasseika/r06_hoseiyosan/94147202.html

① 補助対象事業 募集案内(詳細版)p4～7

「能登半島地震をはじめとする自然災害により被害を受けた地域」に古くから継承されている伝統行事・民俗芸能等のために行う以下の事業が補助対象となります。地方公共団体は、様式1～3に対象となる文化財(伝統行事・民俗芸能等)が継承されている地域が受けた自然災害の被害の概要を記載してください。

用具等整備事業(修理・新調)	後継者養成事業	記録作成・情報整備事業
【代表的な取組例】 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭、衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組*	【代表的な取組例】 地域の伝統行事保存会における会員等の練習を行う取組	【代表的な取組例】 伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成を行う取組

*:経年劣化や近年の自然災害による破損等が原因であること。また、古くから継承されてきた仕様に基づく修理・現在使用しているものの更新(新調)に限ります。

<補助対象外の例> 概ね戦後に始まった祭や行事等に関する取組／神職のみによる神事等、宗教団体等による宗教行事に関する取組／用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調／複数年度に渡って実施する取組(年度内に完了しない修理等)

※募集案内(詳細版)の「過去に不採択となった取組の具体例」(p6～7)もあわせてご確認ください。

③ 補助対象となる文化遺産の範囲 募集案内(詳細版)p1・p5

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産(伝統芸能・民俗芸能等)

※国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外です。また、そのほか国が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。

④ 補助事業者(補助の対象となる者) 募集案内(詳細版)p1・p11

地域の文化遺産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会等

※1地方公共団体につき、1実行委員会等が応募できます。

※採択後、文化庁の作成するホームページに各伝統行事等の情報(伝統行事の概要、開催日、開催場所、写真、実施状況など)を掲載することが採択条件となります。掲載方法は採択後にお知らせします。

⑤ 補助金の額及び補助対象経費の上限 募集案内(詳細版)p2~3

予算の範囲内において、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」)の一部(補助対象経費の85%が上限)を補助します。そのため、補助対象経費の少なくとも15%は自己負担となります。

※応募状況等によって補助率を引き下げることがあります。

補助対象経費			補助対象外経費	
1,000 万円(総事業費から「補助対象外経費」を除いた経費)			100 万円	
①	②	③	(補助対象とならない経費や、定められた上限を超える金額は補助対象外経費として計上)	
用具等整備事業 800 万円	後継者養成事業 100 万円	記録作成・情報整備事業 100 万円		
			※自然災害による 破損等を原因とする 用具等整備は、補助対象経費の上限なし	
補助額		自己負担額		
850 万円(最大)		150 万円	100 万円	
(補助額:補助対象経費の 85%が上限)		補助対象経費の 15%相当額	補助対象外経費	

<補助対象経費の上限>

1,000 万円(用具等整備事業、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業の合計)

◆用具等整備事業(新調)は1点あたり10万円(税込み)が上限

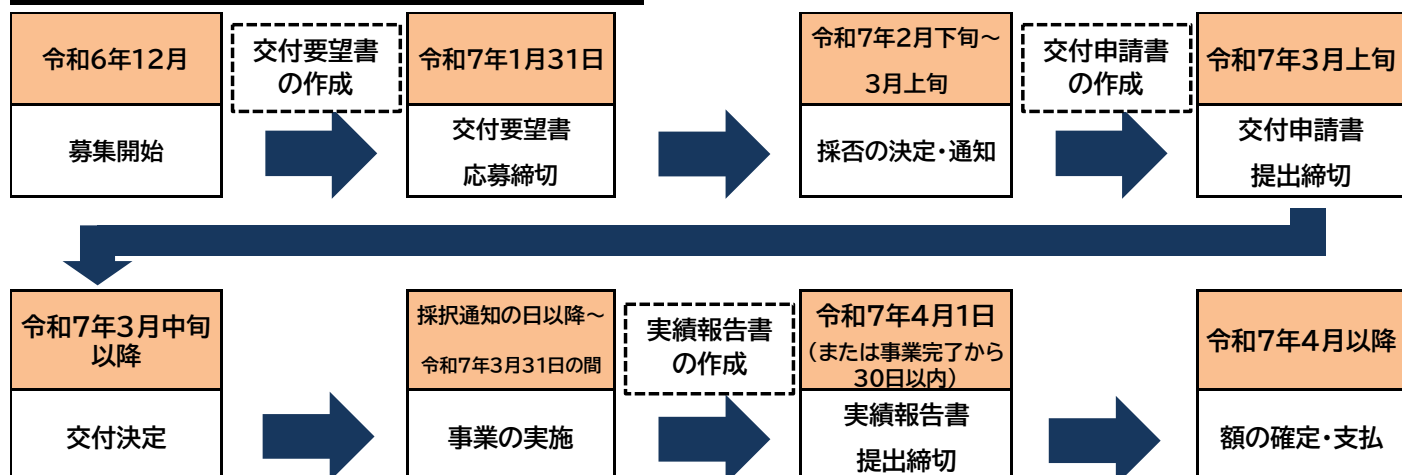
◆記録作成・情報整備事業は500万円(税込み)が上限かつ報告書やDVDの作成は300部まで

◆用具等整備事業のうち、能登半島地震をはじめとした、近年の自然災害による破損等を原因とするものについては、その取組に係る補助対象経費の上限はありません(ただし、応募状況等によって上限を設ける場合があります)。その場合、破損等の経緯・状況を地方公共団体が記載した書面が必要。

⑥ 補助金の支払時期・方法 募集案内(詳細版)p3

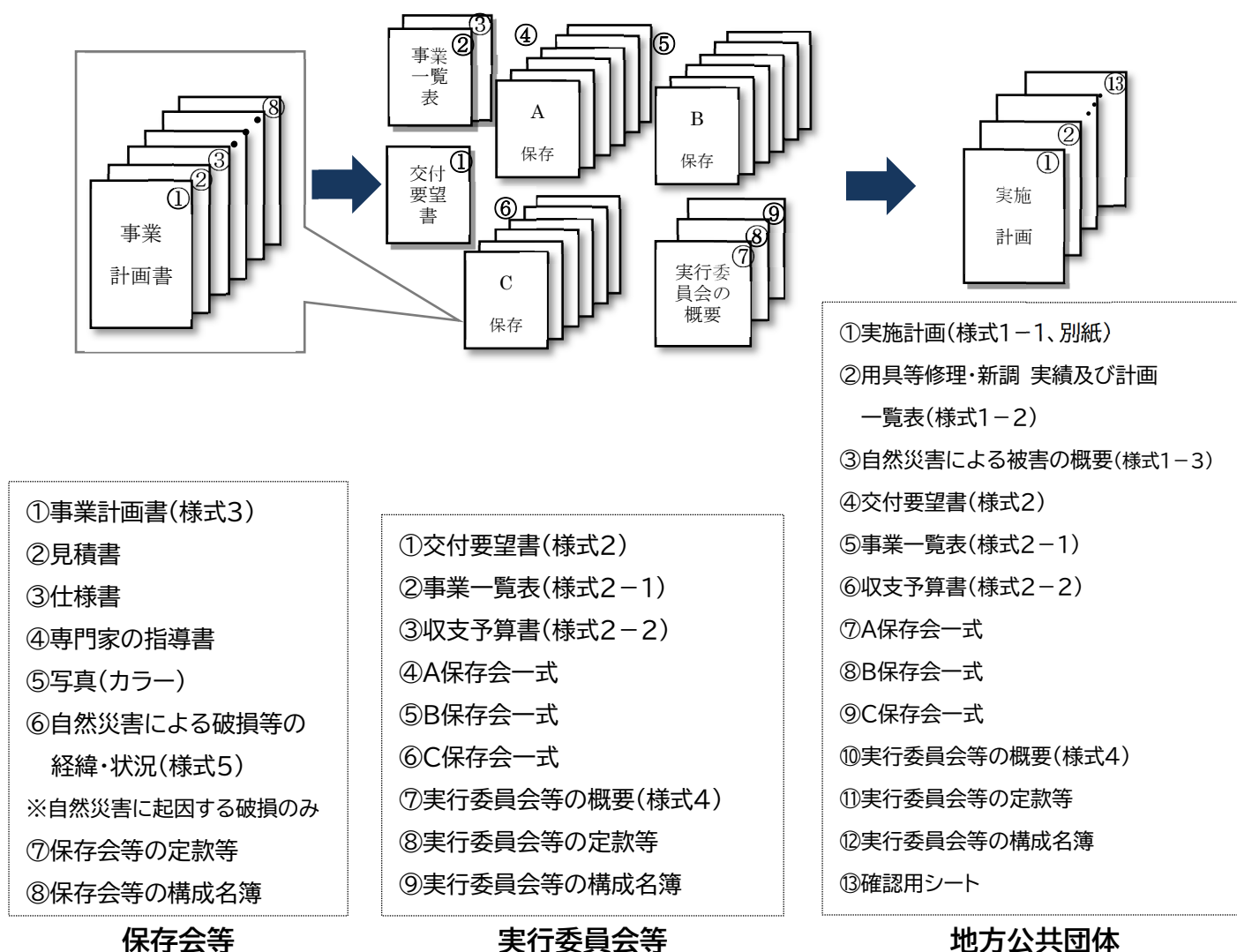
補助金は、原則、補助事業完了後の実績報告書をもとに文化庁において審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から実行委員会等に直接支払います。なお、概算払いの実施はできませんので、補助金が支払われるまでは実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

⑦ 補助金の流れ 募集案内(詳細版)p15



提出書類は、実行委員会等→都道府県または市区町村担当課→都道府県文化財担当課→文化庁 の順にとりまとめます。そのため、実際の締切は記載より早くなります。所在の地方公共団体とご相談ください。

⑧ 応募に必要な書類 募集案内(詳細版)p12～20記載例p39～



※実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体が定める提出期限までに、当該地方公共団体に交付要望書等を提出してください。なお、交付要望書等の提出前に地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

※提出方法の詳細は募集案内(詳細版)の「Ⅴ 応募方法」「Ⅵ 応募書類の作成方法」(p15～20)をご覧ください。

◎ 注意事項(経費の執行) 募集案内(詳細版)p8~10・p23~26

◆採択通知の日～令和7年3月31日の間で、補助事業者は補助事業の着手及び完了の日を設定する必要があります。その期間以外の契約や支払は補助対象外ですので、契約日や支払日には注意してください。

◆募集案内に記載された補助対象とならない経費や、単価上限を超えて支払った額は、実行委員会等の自己負担分でも補助対象経費に含めることができません。(補助対象外経費の取扱いとなります。)

◆内部支出は禁止されています。実行委員会等の構成員やその所属団体、あるいは実行委員会等の構成団体とその構成員に対する給与や報償費の支払い、業務の発注は補助対象外です。ただし、旅費は除きます。

◆補助事業の適正な執行の確保のため、1回あたりの支払額が35,000円(税込み)以上となる場合は、銀行振込みを用いてください。35,000円(税込み)未満の支払いを現金で行う場合でも、具体的な支払日や支払額、支払先等は必ず帳簿等で確認できるようにしてください。

◆交付決定後、実績報告をするときに各見積書や領収書、補助事業に係る金融機関の通帳及び帳簿(出納簿)等の写しの提出が必要です。

◆事業実施期間が短いため、採択後の計画変更はできません。要望内容について交付要望書の提出前に実行委員会内で十分に検討を行ってください。

※募集案内(詳細版)の「Ⅷ 適正な執行の確保」(p23~26)もあわせてご確認ください。

◎ 地方公共団体向け 募集案内(詳細版)p11~20

◆地方公共団体は、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように地域を活性化するかを検討し、「実施計画」を策定してください。

◆実施計画を策定する地方公共団体は、対象となる全ての文化財(伝統行事・民俗芸能等)について、当該文化財が継承されている地域が受けた自然災害の被害の概要を様式1-3に記載してください。

◆1地方公共団体につき、1実施計画、1実行委員会等とします。

◆地方公共団体は補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導をお願いします。

<応募書類の提出先及び事業内容相談のお問合せ先>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 伝統行事振興担当

TEL: 075-451-9576(9時30分~18時15分)

E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

応募は各地方公共団体を通して行っていただきますので、そちらにもご相談ください。